

## 福島県国土利用計画(第五次)の見直し中間整理案に関するパブリックコメントによる意見とその対応(案)

番号	中間整理案		見直し案		項目	意見等	意見等に対する対応
	頁	行	頁	行			
1	9	3	9	3	第2章 1 県土利用の基本理念	<p>基本理念として、「東日本大震災や原子力災害により当面震災以前と同様の利用ができない土地が生じていることから、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進し、県土利用の回復とさらなる県土発展を目指すものとする。」としているが、特に原子力災害に関して、どのようなことを行うことでこの基本理念を実現していくのかということが見えてこないものとなっているように感じます。</p> <p>相双地区は、この計画の目標年次である平成32年度になっても以前と同じようにそこで生活するということは実現していないと思われまます。そのことを県として立場上追認できないため、この部分に関する踏み込んだ記述は難しいことは判りますが、目標年次の平成32年度ではなくその先を見据えれば今後の10年で何をすべきなのかを何らかの形で記述できないのかという感じを持ちました。</p>	<p>この度は御意見をいただきありがとうございます。御意見につきましては、「第4章1(2)原子力災害からの復旧・復興・再生」P22の17行目以降等において措置などを記載しており、これにて対応したいと考えております。</p> <p>なお、「第2章1 県土利用の基本理念」P9の7行目に下記のとおり追加いたします。</p> <p>「～、しかし、東日本大震災や原子力災害により当面震災以前と同様の利用ができない土地が生じていることから、効果的・効率的な除染を推進するとともに、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進し、県土利用の回復とさらなる県土発展を目指すものとする。」</p>
2	10	36	10	39	第2章 2(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進	<p>P10. 36行県土の質的向上を図るうえでの地目横断的な視点が理解しづらいので、表現を変えたらどうでしょうか。</p>	<p>この度は御意見をいただきありがとうございます。御意見につきましては、「第1章4(8)総合的な視点の必要性」P8の26行目及び欄外の注釈において記載しており、これにて対応したいと考えております。</p> <p>「*20 地目横断的な視点 良好なまちづくりの観点から、宅地、建物、道路、緑地などを一体的に考慮したまちづくりの視点や、災害対策の観点から、宅地、農地、河川などの配置を総合的に勘案した土地利用の誘導を図る視点など。」</p>

番号	中間整理案		見直し案		項目	意見等	意見等に対する対応
	頁	行	頁	行			
3	12	9	12	12	第2章 3(1) ① 都市	電力供給が、一極集中型でなく、災害時でも一ペんに全部がダメにならないよう「P12. 9行. ライフラインの多重化・多元化を進める・・・」を少し具体的に土地利用の考えに盛り込んでいただきたい。	この度は御意見をいただきありがとうございます。御意見を踏まえまして、P12の欄外の注釈に以下の記載を追加いたします。  * <u>ライフラインの多重化・多元化</u> <u>ライフラインの多重化は、同一手段で代替性を確保すること（複数系統の整備など）。</u> <u>ライフラインの多元化は、異なる手段により代替性を確保すること（非常用設備の整備など）。</u>
4	19	3	19	4	第3章 2(2) ② 県中地域の概要	P19. 9行目～の「交通の要衝として」の県中地域の記載について、高速道路網の中に「あぶくま高原道路」等が欠落しており、「県中」と記載しながら郡山市のみを想定に入れている様な印象を受けます。	この度は御意見をいただきありがとうございます。御意見を踏まえまして、「第3章2(2)②県中地域の概要」P19の10行目に以下の記載を追加いたします。  「～、東北新幹線や東北自動車道、磐越自動車道、あぶくま高原道路をはじめとした東西と南北の交通体系の整備が進んでいることなどから、県内及び県外との移動交流の上での結節点となっている。～」
5	19	3	19	4	第3章 2(2) ② 県中地域の概要	P21. 29行目からの「原子力災害からの復旧・復興・再生」について県内において放射線量が低い、いわゆる「低線量地域」の有効活用について全く記載が無い事が気になります。風評被害対策として企業誘致を進める中で、まずは「低線量地域」の中で特に交通インフラが発達し結節点となり、低利用地が多い地域を重点的に開発・紹介する事で企業誘致が促進されやすくなるのではないのでしょうか。特に小野町を中心とした阿武隈高原地域は、あぶくま高原道路や磐越自動車道で県南、いわき、郡山、福島空港から非常にアクセスの良い結節点であると共に双葉郡川内村から最寄りの経済圏となり、双葉郡復興の最前線基地になり得るにも関わらず現在あまりにも復興計画から蔑ろにされてしまっております。かつて首都機能移転計画の重要拠点	この度は御意見をいただきありがとうございます。御意見につきましては、阿武隈地域が避難指示区域等やいわき地域に隣接しており、復興を担える地域であるとの御意見とお受けいたします。  御意見につきましては、他の地域の記載とのバランスを考慮した表現としたいと考えております。なお、「第3章2(2)②県中地域の概要」P19の12行目以降において、下記のとおり道路整備等の記載を追加して対応させていただきます。 「また、交通の要衝としての優位性を生かしたさらなる産業の集積や東日本大震災などを踏まえ、避難指示区域等と阿武隈地域を通る東西連携道路等をはじめとした、浜通りと中通りを結ぶ交通基盤などの充実が課題となっている。」

番号	中間整理案		見直し案		項目	意見等	意見等に対する対応
	頁	行	頁	行			
						<p>であったこの地域の活用無くして、P27.34行目にあるような福島空港の利用促進の実現は不可能ではないかと考えます。</p> <p>また、地盤が極めて強固で津波の心配も無いこうした地域の開発推進によってP25.13行目よりはじまる「災害に強い県土作り」に合致すると同時に、P12.24行目からの「担い手不足などにより耕作放棄地の増加や農山漁村の持つ多面的機能の低下」を阻止する効果が期待できます。</p> <p>中山間地域であったとしても、都市部ほどでは無くとも生活していく為にはある程度の都市機能は必要であり、第一次産業以外の産業が無ければ結果的に第一次産業に関わる人間の定住すら困難になってしまうという視点を欠かすべきではありません。</p> <p>中山間地域の過疎はむしろ、第二次、第三次産業の都市部への集中によって第一次産業の担い手の生活が困難になり、定住を阻害している原因となります。</p> <p>今回の計画では、都市部と中山間地域での役割分担をあまりにも明確に分離しすぎている為、中山間地域の住民が「生産者」であると同時に「生活者」でもあり、年齢層も高い為寧ろサービスを必要としているという視点が欠けているように感じます。</p> <p>P20.41行目よりあるいわき市の「加えて、浜通りの復興拠点地域としての役割も期待されており、基盤となる広域交通体系の整備や、避難が解除された区域の生活を支援する道路をはじめとした社会基盤の整備も求められている。」については、概ね合意致しますが、いわき市のみならずその役割を集中させずに、周辺地域との連携も考慮すべきです。小野町はいわき市内の一部よりも、いわき市中心部へのアクセスが容易な地域です。こういう地域の活用を、是非復興計画にはご考慮頂きたく存じます。</p>	

番号	中間整理案		見直し案		項目	意見等	意見等に対する対応
	頁	行	頁	行			
6	14 16	24 21	7 27	27 8	第4章 5(1) 環境への負荷の少ない土地利用	<p>福島県は原発事故の甚大な被害を受けたことから原発に依存しない方針を打ち出している。その代替エネルギーとして再生可能エネルギー発電の普及は、急ぐ必要があると思う。</p> <p>そのためには国土利用計画の県土利用の考え方にも前向きに、強く表現しておくべきと思う。</p> <p>残念ながら、「P16. 21行で、低未利用地での再生可能エネルギー発電・・・」の表現しかない。</p> <p>例えば「小水力発電」や「マイクロ水力発電」で防犯灯、街路灯の地産地消をするために「P14. 24行. ④水面・河川・水路」の項に、その利活用が前向きにできる表現をし、規制も緩和するようにもできるようにしてもらいたい。</p> <p>また、風力発電においても、農用地、森林、原野等においても規制を前面に出すのではなく、そのエネルギー開発が可能である場合は、その実現が可能となるような表現を付け加える必要があると思う。</p>	<p>この度は御意見をいただきありがとうございます。御意見を踏まえまして、「第1章4(4)環境負荷の低減」P7の28行目以降及び「第4章5(1)環境への負荷の少ない土地利用」P27の3行目以降に以下の記載を追加いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの活用に係る規制緩和については、関係機関への要望等に取り組んでおります。</p> <p>(P7の27行目以降) 「～また、太陽光、バイオマス、小水力、風力などの再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。」</p> <p>(P27の8行目以降) 「～また、二酸化炭素の吸収源となる森林などの整備・保全、地域社会におけるバイオマスや太陽光、小水力、風力などの再生可能エネルギーの導入拡大、都市における緑地や水辺の整備など、自然を生かした土地利用を推進する。」</p>

## 福島県国土利用計画(第五次)の見直し中間整理案に関する市町村の意見による修正(案)

番号	中間整理案		見直し案		項目	市町村の意見等	修正内容
	頁	行	頁	行			
1	6	29	6	28	第1章4(1) 復旧・復興・再生 へ向けた土地利用	県内の放射性物質による汚染は、県内全域にわたっており、「汚染の程度はあるものの」を削除	(P6、28行目以降) ～特に、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染は、 <del>汚染の程度はあるものの</del> 県内全域に及んでおり、～
2	10	6	10 26	11 27	第2章2(3)① 災害に強い県土 づくり	道路整備は広域な県土を持つ本県において最も重要であり、県土利用の基本方針の災害に強い県土づくりにも入れるべき。 「～、 <u>浜通り・中通り・会津の東西方向の連携強化のため横断道整備などの</u> 県土の安全性を総合的に高める取組を推進する。」	(P10、11行目以降) ～また、 <u>東西連携道路の整備をはじめとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る。</u>  (P26、27行目以降) 県土レベルでの安全性を高めるため、県内各地域の防災拠点や重要港湾、空港、高速道路のインターチェンジなどを結ぶ、災害時にも機能する広域ネットワークの確保を図る。特に、 <u>東西連携道路の整備をはじめとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る。</u>
3	13	5	13	10	第2章3(1)② 農山漁村	文言を修正すべき	(P13、10行目以降) 中山間地域などで交通等の生活条件や傾斜地や不整形地が多いなど生産条件の不利な地域においては、生産条件の改善に <u>配慮する努めるとともに</u> 、～
4	18	21	18	欄外	第3章2(2) 地域別の概要	「7つの生活圏」について注釈が必要	(P18、欄外) *生活圏 第3章の2の地域別の概要で用いる「生活圏」については、 <u>福島県の7つの生活圏(県北地域、県中地域、県南地域、会津地域、南会津地域、相双地域、いわき地域)を指す。</u>

福島県国土利用計画(第五次)の見直し中間整理案に関する関係機関の意見や他の計画との整合等による修正(案)

番号	中間整理案		見直し案		項目	関係機関の意見や他の計画等	修正内容
	頁	行	頁	行			
1	3	4	3	3	第1章2(2) 人口減少と少子 高齢化の進行	福島県総合計画「ふくしま新生プラン」が平成24年12月に決定したことに伴い新たに記載	(P 3、3行目以降) ～、平成32年には <del>=(今後記載)=</del> 1,890千人(*6)にまで減少すると想定されている。～
	17	1	17	7	第3章1(2) 利用区分ごとの 規模の目標		(P 3、欄外の注釈) *6 福島県総合計画「 <del>=(仮称)=</del> ふくしま新生プラン」における県人口の試算結果シナリオAによる。  (P 17、7行目以降) ～、平成32年において、およそ <del>=(今後記載)=</del> 1,890千人と想定する。
2	5	45	5	43	第1章3 県土利用の現状	特定避難勧奨地点が平成24年12月14日に一部解除になったことに伴い修正	(P 5、43行目以降) ～警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点や区域の見直しに伴う避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域が <del>12</del> 11市町村(注1)にまたがる広大な区域において設定されている。～  (P 5、49行目以降の注釈) (注1) <del>12</del> 11市町村 田村市、南相馬市、 <del>伊達市</del> 川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
3	6	31	6	30	第1章4(1) 復旧・復興・再生へ 向けた土地利用	福島県総合計画など他の計画との整合により修正	(P 6、30行目以降) ～県土に対する風評被害を払拭することが必要となっている。

番号	中間整理案		見直し案		項目	関係機関の意見や他の計画等	修正内容
	頁	行	頁	行			
4	13	42	14	7	第2章3(2)①農用地	「低未利用地」の項目では、耕作放棄地について、農用地としての積極的な活用を図るが、復元が困難な耕作放棄地は、農業以外の利活用を図るとしており、一方、「農用地」の項目においては、耕作放棄地について農用地としての積極的な活用を図ることの記載がないことから追加して記載してはどうか。	第2章3(2)①農用地（P14、7行目以降） ～なお、耕作放棄地については、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての積極的な活用を図るものとするが、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、「⑩低未利用地」として扱う。  第4章3(1)農用地の有効利用（P24、11行目以降） ～なお、耕作放棄地については、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての積極的な活用を図るものとするが、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、「(6)低未利用地」として扱う。
	24	44	24	11	第4章3(1)農用地の有効利用		
5	14	4	14	14	第2章3(2)②森林	福島県磐城地域森林計画書（案）との整合を図るべき	第2章3(2)②森林（P14、14行目以降） ～、この森林の再生に向けて、災害復旧をはじめ、技術開発や知見の集積を図りながら除染対策や間伐などの森林整備による放射性物質の低減を推進するとともに、～  第4章3(2)森林の有効利用（P24、16行目以降） 森林については、技術開発や知見の集積を図りながら除染対策や間伐などの森林整備による放射性物質の低減を推進する。～
	23	19	24	16	第4章3(2)森林の有効利用		
6	15	14	15	24	第2章3(2)⑥住宅地	他の県の計画見直しとの整合により修正	第2章3(2)⑥住宅地（P15、24行目以降） ～、東日本大震災などを踏まえ、 <u>防災性に優れた地震などの災害に強い良好な宅地環境が整備されるよう、</u> ～  第4章3(5)①住宅地（P25、5行目以降） ～さらに、 <u>地震などの災害に強い安全で快適な住環境を備えた</u> ～
	24	14	25	5	第4章3(5)①住宅地		

番号	中間整理案		見直し案		項目	関係機関の意見や他の計画等	修正内容
	頁	行	頁	行			
7	26	21	27	14	第4章5(2) 適正な資源循環の確保	熱回収は循環型社会の形成に関する施策であり、循環型社会形成推進基本計画においても廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムとして記述されている。	(P27、13行目以降) 循環型社会の形成に向け、適正な資源循環の確保を図るため、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rや熱回収などを一層促進する必要があるが、～